

「消火栓」や「防火水そう」付近は駐車禁止！

消防・救急課

皆さんは、「消火栓」や「防火水そう」をご存じですか？
これらは、消火活動には欠かすことのできない施設で、
火災発生時、消火に必ず必要となる水を消防隊に供給する
ものです。

「消火栓」や「防火水そう」は道路脇や歩道上などに
設置されており、その位置を示すため、標識を掲げている
もの、路上やフタにマーキングをしているものなどが
あります。また、「消防水利」として指定されているプール、
池、井戸、河川なども、消火活動に使用しています。

これらの消防水利等の周辺は、道路交通法で駐車が禁
止されています。また、消防隊は定期的な調査や点検・
整備を行い、いつでも火災が発生しても、直ちに消火
活動ができる体制をとっておりますが、火災発生時に「消
火栓」や「防火水そう」付近に駐車された車両が障害と
なり、消火活動を妨げるケースが発生しています。

違法な駐車は、一刻を争う消火活動の障害になります。
消防水利周囲に駐車されないよう、皆様の御理解と御協
力をお願いします。



消火栓は、消防自動車吸水しやすいように、
道路脇や歩道上に設置されています。



消火栓の上に車が止まっているため、消防自
動車が消火栓を使用することができません。

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防関係）

1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水そうの吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水そうの側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 喜多
TEL: 03-5253-7522